

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の9第1項
処 分 の 概 要 : 練習射撃場の指定
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
<p>法 令 の 定 め :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項 ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条 (届出及び申請の手続) ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号、第2号ハ (教習射撃場の管理者及び管理方法の基準) ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第63条 (練習射撃場の管理者及び管理方法の基準) ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第50条 (教習射撃場の指定の申請の手続) ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第64条 (練習射撃場の指定の申請の手続)
<p>審 査 基 準 :</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。</p>
標 準 処 理 期 間 : 30日
申 請 先 : 所轄警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :